

新生期スイスの連邦論

—I・P・V・トロクスラーを中心に—

森 本 慶 太

は じ め に

最近、ヨーロッパ連合の拡大を背景として、多様な地域性を包摂する統合原理である連邦制への関心が高まってきている。特に近年では、大陸ヨーロッパの連邦制に着目した研究が進められつつある⁽¹⁾。しかし、近代スイスの連邦制は、これまでほとんど歴史研究の対象とされてこなかった。政治制度論からのアプローチ⁽²⁾を除けば、皆無に近い⁽³⁾。

長年国家連合として機能してきたスイス盟約者団は、フランス軍による占領後のヘルヴェティア共和国の成立（1798年）以来、統一国家形成をめぐる新たな模索をはじめることになる。そしてスイスがヨーロッパ最初の連邦国家として再出発するには、以来50年の歳月を必要とした。この連邦国家形成の前夜にあたるのが新生期 Regeneration（1830-1848年）である。この時期には国家統合のありかた、とくにカントンの位置づけをめぐる、激しい議論が展開される。スイスにおいて中世以来の国家連合がどのようにヨーロッパ最初の近代的な連邦国家へと変貌を遂げたのか、またその思想的背景はどのようなものだったのだろうか。

本稿で検討の対象とするトロクスラー Ignaz Paul Vital Troxler（1780-1866年）は、この新生期において連邦制の導入を一貫して主張した人物である。とりわけ連邦憲法の制定論議において、アメリカ型の二院制導入に理論的貢献を果たしたことで有名である。トロクスラーという人物については、スピース Emil Spiess が詳細な伝記を著し、彼の事績を知る基本文献となっている⁽⁴⁾。また、ローア Adolf Rohr は、トロクスラーによって書かれた政治に関する論文の著作集を編纂し、詳細な解説も付している⁽⁵⁾。わが国では、西浦公がトロクスラーの憲法理論を検討し、スイスの中央集権化の過渡期に適合した思想家として位置づけている⁽⁶⁾。

しかし、依然としてトロクスラーのスイス史上の位置づけは曖昧なままである。それを象徴するのが歴史家ケーストリ Tobias Kästli による指摘である。それによれば、「トロクスラーは連邦国家を概念的に準備したという点で、重要な意義を持つように思われる」としたうえで、「にもかかわらず私には、彼がこれまでしばしば過小評価されてきたように感じる。それは、彼の政治思想がより大きな思想的文脈の中にほとんど位置づけられていなかったからであろう」と指摘し、スイス近代史の文脈でトロクスラーをとらえることの重要性を示唆した⁽⁷⁾。また、トロクスラーはこれまでスイスの中央集権化を進めた急進派の一人として理解されてきたが⁽⁸⁾、実際には急進派諸勢力と政治行動を共にすることがなく、急進派の範疇に含められることには疑問が残る。以上のようにトロクスラーは、スイス史上重要な人物とみなされながらも、歴史的な位置づけ

の不明確な状況が続いてきた。

最近になってようやく、歴史学の領域からスイスにおけるアメリカ憲法の影響について考察し、トロクスラーが連邦憲法に与えた影響についてもふれたネッツレ Simon Netzle の論考が現れている⁽⁹⁾。本稿では、トロクスラーに関するこれまでに挙げた先行研究に依拠しつつも、最初にのべた問題意識を踏まえて、トロクスラーの連邦制に関する諸論考と同時期の政治的事件とのかかわりに重点を置いて考察することで、わが国において研究されることの少なかった、新生期スイスにおける連邦論の位置づけ、ならびに連邦国家の思想的背景の一端をあきらかにしたい。

第1章 連邦論の構想

(1) 思想形成の基盤

はじめに、トロクスラーの略歴について、新生期にいたるまでを簡単に紹介しておく⁽¹⁰⁾。

トロクスラーは、1780年にルツェルン邦ペロミュンスターの手工業者の家庭に生まれた。ヘルヴェティア共和国時代には、カントン・ルツェルンの知事であったリュッティマン Vinzenz Rüttimann の私設秘書として働いた。共和国崩壊後、1800年から1803年にかけてイエナ大学で医学と哲学を学んだ。哲学の指導教官は、ドイツ観念論の代表的存在であるシェリング Friedrich Wilhelm Joseph von Schelling であった。トロクスラーは彼の自然哲学に共鳴する一方、同じ大学の教授であったヘーゲルの哲学に対しては、思弁的で自己破壊的な哲学であるとして、否定的にとらえていた。

1803年には、眼科医であったヒムリー Karl Himly のもとで、博士論文を執筆、その後ウィーンへ移り、医学の勉強を続けた。1805年には一度故郷へ戻るが、ルツェルンにおける医療の状況を批判したことで、翌年にはウィーンへ逃れている。それから約10年にわたり、彼は医学の研究に専念することになった。

復古期(1814-1830年)に入ると、トロクスラーはルツェルンに戻り、高等中学校での教職のかたわら、政治活動に携わる。彼は友人であったエンゼ Karl August Varunhagen von Ense の発行する雑誌『スイス博物雑誌』*Schweizerische Museum* において、自らの国家論を展開した。その代表作が、1816年に執筆された『国家の思想と人民代表のあり方』である⁽¹¹⁾。この論文のなかに、彼の抱いていた自由主義的傾向が表れているとされる。

トロクスラーにとっての自由とは何であったのか、当時の思想潮流との関連で簡単にふれておく。スイスにおける自由主義の普及に貢献したフランスの思想家コンスタン Benjamin Constan にとっての自由は、個人に立脚したものであった。他方で、スイスにおける自由主義、ならびにそこから派生した急進主義は、観念論や歴史主義の哲学・思想を学んだドイツへの留学者からもたらされた⁽¹²⁾。イエナ大学に留学し、シェリングに師事したトロクスラーの背景にも、ドイツの思想潮流がある。

医師でもあったトロクスラーの自由論は、スイスを一つの身体としてとらえることが前提となる。すなわち、復古期という反動的体制にあるスイスは、力と反力の凝固した病気の状態にあ

る。それゆえ、自然哲学によって、この力の関係を再び活力あるものにしなければならない。活力ある力の相互作用が復活することで自由が再び可能となるのである。このように、トロクスラーの国家観は有機体的なものであった。

さらに彼は、フランス革命を念頭において、「諸民族がその故郷と歴史から同時に離れた」啓蒙期の合理主義を批判する。彼は、本性 *Natur* を理性 *Vernunft* に並置する立場をとる。この両者は先述の力の関係として互いに関係しあい、本性は力、理性は契約に重ね合わされる。進歩を得るための、あるいは民衆の自由を守るための民衆運動の力に関わる問題であれば、その力は正当である。つまり、社会秩序というものはルソーの言う契約によってのみならず、ホッブズのいうような自然状態における力によっても導出されるというのである。

トロクスラーは、復古期を病気にかかった体制とみなして、その反動的体制に対決姿勢を示した思想家であり、以後も改革を求めて活動を続ける。1819年になり、カントン・ルツェルンの改革の気運を反映して、トロクスラーは、ルツェルンのリツィーウム（ギムナジウムの上級課程）の哲学および歴史学講座の教師に招かれた。しかし2年後の1821年には、政府が再び有力者による反動政治体制に戻ってしまい、トロクスラーもそのあおりを受けて、1823年にカントン・アールガウの首都アーラウへ移住することになった。アーラウでは、『スイス人民のためのスイス史』*Des Schweizerlands Geschichte für Schweizervolk* を執筆した歴史家チョッケ *Heinrich Zschokke* と親交を結び、彼の設立した教育協会の教師となった⁽¹³⁾。

(2) 新生期における連邦論の展開

1831年、カントン・バーゼルで起こった政治的権利の格差をめぐる都市部と農村部との衝突に絡んで、トロクスラーは前年に就任したばかりのバーゼル大学の哲学教授を辞職した。アーラウに戻ってきたトロクスラーは、1832年から2年間カントン・アールガウの大評議会議員として政治活動に携わると同時に、スイス盟約者団会議の動きに対して批判的立場から執筆活動を展開した。1832年9月に執筆した小文『盟約者団は連邦国家でなければならない⁽¹⁴⁾』では、「もし〔筆者注：カントン主権にこだわる〕政治家たちが理性や知性に目覚めるならば、単一のシステム *Einheitssystem* と連邦制 *Föderalismus* と呼ばれる、互いに対照的な二つの概念がもたらされるであろう⁽¹⁵⁾」としたうえで、国家連合と連邦国家のちがいを説明する。

連邦国家は、全体を構成する部分の自立性および部分の全体への依存を両立させることができる。さらに「連邦とは、本来の盟約者団の姿であったのであり、盟約者団は連邦国家以外ではありえない。盟約者団は連邦国家でなければならない⁽¹⁶⁾」として、スイスの連邦国家化を強く主張した。

連邦国家への転換を図る動きは盟約者団会議のレベルでも生じていた。1832年7月以来「同盟規約」の改正による国家連合から統一国家への転換を議論してきた、盟約者団会議の「改正委員会」は、カントン・ジュネーヴのロッシ *Pellegrino Rossi* を報告責任者として作業を進め、同年12月に「連邦文書」*Bundesurkunde* という憲法草案を提示した⁽¹⁷⁾。ロッシは、カントンの地位に配慮しつつ、連邦国家への転換の必要性を意識していた。彼にとって、憲法制定の作業は

「妥協の産物」であり、「そのような産物こそが、連邦国家の本質と合致していると確信している」と考えられた。つまり連邦国家は、カントンとひとつのスイスを両立させるための妥協策として構想されていた⁽¹⁸⁾。

トロクスラーはこの「連邦文書」を批判する立場から、翌 1833 年に独自の憲法試案を執筆する⁽¹⁹⁾。まず序文の中でトロクスラーは、スイスが経験した 1798 年以來の国制の転換に言及している。具体的には、中央集権国家であり統一国家であったヘルヴェティア共和国（1798-1803 年）、ヘルヴェティア共和国の崩壊後、1803 年にナポレオンの調停によって成立した「調停条約」下の連邦国家（1803-1815 年）、そして 1815 年に成立した「同盟規約」下の国家連合という三つの国制を経験したことを指している⁽²⁰⁾。

トロクスラーは、連邦国家の起源を中世に求める。連邦国家の基本原則は、現在になって新たに生み出されたのではなく、1291 年に結ばれた永久同盟のなかにすでに表現されていた。しかしその思想は長い年月を経て失われ、状況は悪化の一途をたどったとする。トロクスラーの言葉を借りれば、永久同盟とは「民族同盟 Volksbund であり、安全と財産、そして権利と自由のための同盟」であった⁽²¹⁾。

その連邦国家の起源としての要素を持った同盟の性格は、1482 年に成立したシュタンス協定の締結によって変わったという。シュタンス協定とは、当時対立が強まっていたスイス盟約者団の農村邦と都市邦の仲裁を目的として、盟約者団会議で結ばれた協定であった。トロクスラーは、この協定が、永久同盟のような民族同盟ではなくむしろそれに対立するものとなったと主張する⁽²²⁾。

トロクスラーにとって、1832 年の「連邦文書」は、このシュタンス協定のまさに現代版であった。さらに、「連邦文書」の作成を称賛して「プロジェクト」と呼んだ政治家の演説を引き合いに出して、「連邦文書」に対する批判をおこなう。その政治家のような「連邦文書」作成に携わる「新たな調停プロジェクトの創始者や弁護人」のみが、いわゆるカントン主権と絶対的な統一制度の確立という二大原則の対立の上に立った憲法作成を課題としている。しかし、カントン主権も統一制度も実は原則などではなく、盟約者団が腐敗する過程、すなわちヘルヴェティア共和国成立から同盟規約にいたる流れのなかで生じた、最悪で最低な産物にすぎないのである、とする⁽²³⁾。

次に、「連邦文書」の報告責任者であったロッシの報告については、ロッシがカントン・ジュネーヴ出身であったことを念頭に置いて、フランス語圏の実利主義であると指摘している。その報告内容はスイス人をキリスト教、スイス人の本質と歴史、その発展と未来から引き離すものである。だから、政治レベルあるいはスイスの基本法にその思想を適用するのは、自由で平等な同胞愛を消し去ることにつながるものであり、否定されなければならない、と主張する⁽²⁴⁾。

以上のように「連邦文書」の内容を批判したうえで、トロクスラーはカントン間の差異と国民の統一を両立させるための解決策について考察する。「私はこの批判について長い間真剣に熟考した結果、眼前の現実と歴史から、すばらしく幸運な解決の事例が浮かんできた。それは、北アメリカの連邦制度である。〔中略〕北アメリカの合衆国憲法は、偉大な芸術作品である。〔中略〕

共和国の公共のありかたについての指示，そして民族性に合致した連邦国家の組織にとってのひとつの見本であり典型がそこにはある⁽²⁵⁾。」

このようにトロクスラーは，アメリカの連邦制のなかに，スイスが抱える問題の解決策を見たのである。そのうえで，スイスへの連邦制の適合性について論じる。「スイスという国家は，国法上，盟約者団の必要としている，ひとつの連邦国家である。学問と歴史，理性と経験からも証明される，この思想と事実にもとづいて，基本的な法律が構想されなければならない。その内容は，連邦憲法においてもカントン憲法においても，調和的に展開されるべきである⁽²⁶⁾。」

そして，次に「スイス盟約者団憲法の草稿」を提示している。全59条から構成されるこの草稿は，第1節「連邦国家」，第2節「主要な基本的原則」，第3節「連邦の義務と権利」，第4節「代表制」，第5節「最上位の連邦官庁」，第6節「連邦国家の憲法の導入と改正」にその内容を区分している。

連邦論に関してもっとも重要なのは，第1節であろう。その第1条では，「スイス盟約者団は連邦国家である⁽²⁷⁾」と明確に規定している。そのうえで，その連邦国家の代表は，スイスの市民とカントンにより構成される盟約者団であると規定する（第3条）。つまり，トロクスラーが提案するのは，スイス市民とカントンの二重代表による連邦国家なのである。

盟約者団会議が提案した「連邦文書」と比較して重要な点は，第34条の主権に関する記述である⁽²⁸⁾。そこでトロクスラーは，明確に国民主権を提起してはいたが，それはスイスの住民とカントンの両者によって代表されるとしている。「連邦文書」では，この両者に対して主権を認めたが，トロクスラーはこの両者の総体であり，上位概念である国民に対して主権を認めたのである。それに関して彼はこの文書の結語で，「連邦文書」の存在が「国民とカントンに対する真の反逆」であるとし，再び痛烈な批判をおこなった⁽²⁹⁾。

「連邦文書」は，カントンと中央政府の「二重の主権」を認めたその折衷的性格ゆえに，カントン主権の護持を求める保守派と中央集権化を強く求める自由主義者の双方から批判を受けた。そのため，盟約者団会議は1833年3月，チューリヒで臨時の盟約者団会議を開催し，「連邦文書」の修正に着手した。結局5月17日に連邦の権限を縮小した修正案が提案されたが，諸カントンからの十分な賛成を得られずに，最終的にこの試みは挫折した⁽³⁰⁾。さらにトロクスラーの提案も生かされることなく，再生期の政治状況は混沌としたものとなっていく。次に「連邦文書」の挫折以降の政治過程とトロクスラーとのかかわりについて考察する。

1834年，トロクスラーは新たに創設されたベルン大学に哲学教授として招かれる。その後の彼は，ベルン大学を舞台として晩年まで研究活動に従事することになる。

新生期におけるベルン大学での彼の立場は，決して良いとは言えなかった。その原因は自由・急進派として，1830年代初頭の憲法制定論議やカントン・チューリヒの政変の際に強い影響力を持った，同僚の国家学助教授ルートヴィヒ・スネル Ludwig Snell の存在である。彼は，ルソーやフランス革命の影響を強く受けたドイツからの亡命者であり，兄で同じベルン大学法学教授のヴィルヘルム Wilhelm とともに，急進主義の代表者としてスイスの統一を構想していた。ルートヴィヒは，スイスの中央集権化を目指しており，その中の妥協策として，連邦制の要素も取

り入れるとしていた。これは、トロクスラーが連邦制をスイス国制の中心的要素としているのとは対照的で、両者の関係は険悪であった⁽³¹⁾。

さらに彼の政治的立場を危機に陥らせたのが、シュトラウス事件である。その発端は1839年に、カントン・チューリヒ政府が、ヘーゲル左派の代表的存在であり、無神論的神学者として著名なシュトラウス David Friedrich Strauss をチューリヒ大学神学部教授に任用したことにある。これがカントン内で議論を呼び、9月には反対派住民と政府側の軍隊とが衝突するまでに事態が悪化した。最終的に自由・急進派が中核を占めたチューリヒ政府は崩壊し、ブルンチュリ Johann Caspar Bluntschli をはじめとする自由主義保守派が政権を担当することになった⁽³²⁾。

トロクスラーはこの事件に際して、シュトラウス招聘を進める自由・急進派政府に抵抗した反対派住民を擁護する立場をとった。「私は、現世と来世における絶対精神を信じられないことについて、神に感謝する」という言葉に象徴されるように、彼はヘーゲル学派に対して批判的であり、ヘーゲル左派の代表であったシュトラウスの無神論的思想は到底容認しうるところではなかった⁽³³⁾。

この態度が急進主義者の批判を浴びるところとなり、ベルン大学での彼の立場も悪化した。他方で彼に対する支持者も存在した。後にカトリック保守派ならびに教皇権至上主義者のリーダーとして分離同盟をひきいることになる、カントン・ルツェルンのジークヴァルト＝ミュラー Constantin Siegwart-Müller である。彼は当時編集していた『スイス同盟新聞』*Schweizerischen Bundeszeitung* 紙上で、トロクスラーを擁護する記事を載せた⁽³⁴⁾。しかしこの両者の関係も長くは続かない。ジークヴァルトは、人民主権とカトリシズムを基盤とするカントン・ルツェルンの憲法改正に積極的であったが、トロクスラーはスイス全体の改革を求める立場からこれに反対した⁽³⁵⁾。そして、カトリックの教権主義へ傾斜していくジークヴァルトとの距離は離れていくことになる⁽³⁶⁾。

このようにスイスにおける宗派問題が混迷を深めつつあった1840年に、トロクスラーは、『盟約者団の諸国家と同盟についての省察⁽³⁷⁾』を発表した。ここでは、引き裂かれた統治体としてのスイスを正常な状態に治すことを論じている。その手立ては、「単独の連邦国家の維持、そして共通の連邦国家の発展」しかないというのである⁽³⁸⁾。ここではあくまで連邦による統一を基礎として、スイスの政治対立を解決する姿勢が改めて示されている。

しかし、宗教対立はさらに激化していく。1841年1月に、急進主義者が政権を握っていたカントン・アールガウの政府は、カントン内の8つの修道院を廃止した。従来アールガウでは、カトリックとプロテスタントの宗派同権の原則が採用されていたが、カントン政府がこの原則を廃止したことにより、カトリック住民の反発を引き起こし、それに対して政府が修道院の廃止という強硬な態度に出たのである。この行為は、修道院の存続を保証した「同盟規約」第12条に違反していたため、スイス全体で波紋を呼んだ。それゆえ盟約者団会議でその存続の是非をめぐって議論になったが、1843年8月に結局4つの修道院が復活することで解決が図られた⁽³⁹⁾。

これら反カトリック的な自由主義、急進主義勢力の行為に激しく反発したのが、カントン・ルツェルンを中心とするカトリックのカントンであった。ルツェルンは1830年にスイス全体の

「再生」の動きの中で、代表制を取り入れて、民主化されていた。しかし、前述したアールガウの修道院閉鎖事件の影響で、ロイ Joseph Leu を初めとするカトリック保守派が勢力を強め、1841年5月にはカトリックカントンとしてのありかたを条文に明記したカントン憲法が制定された。

さらにルツェルン政府は、カントン・アールガウの動向に対抗するかたちで、1844年9月に、カントン内の宗教教育を担わせるべくイエズス会の招致を決定した。これに対し、ルツェルン内部や急進的な周辺のカントンから徴募された義勇軍が、スイス参謀部のオクセンバイン Ulrich Ochsenbein の指揮下で、1844年12月と1845年3月の2度にわたり、ルツェルンを攻撃する事態になった。しかし、ルツェルン政府は2度とも義勇軍を撃退した⁽⁴⁰⁾。

事態悪化の発端となったカントン・ルツェルンのイエズス会招致に際してトロクスラーは、スイスの分裂を誘発すると警告している⁽⁴¹⁾。一連の事件に対するトロクスラーの政治姿勢は、1845年1月に友人エンゼにあてた以下の言葉に象徴されていた。「むろん私は、いわば〔筆者注：急進派〕義勇軍と〔筆者注：カントン・ルツェルンの〕総動員による防衛との間に立って、乱暴な急進主義と教皇権至上主義の極端さに抵抗するのだ⁽⁴²⁾。」

さらに同年7月18日にトロクスラーは、紛争の解決を訴える意見を『新チューリヒ新聞』*Neue Zürcher Zeitung* に寄稿した。その記事でトロクスラーは、自身がルツェルンとアールガウ両カントンの住民であるという立場から、1830年以来のスイスで起こったあらゆる党派による政治的違反行為の無条件での大赦、代表カントンのひとつであるルツェルンからのイエズス会の追放、それにカントン・アールガウにおける宗派同権原則の再建を提言し、スイス全体の和解を呼びかけた⁽⁴³⁾。しかし、スイスの政治情勢は悪化の一途をたどり、トロクスラーの声が届くことはなかった。翌年には健康を害して大学を休職し、1848年まで政治的にも沈黙するようになる⁽⁴⁴⁾。

以上のようにトロクスラーは、1839年以降眼前で起こるスイス政治の変動に直面して、一方では教皇権至上主義への批判から、国家と教会の分離を主張し、他方で急進主義への批判から、教会の教育への関与を認めていた。すなわち、急進派にも保守派にもくみしない中道路線を走っていたのである。先にのべた1833年の憲法草案の中で、彼は中庸 *juste milieu* の理念に立脚した、スイスの連邦国家化を主張している。具体的な政治的事件に対してもその連邦論と同様の立場を堅持したのである。

トロクスラーにとって、スイス国民とは、その連邦制の特色を意識したスイスの市民であった。この国民とは、共通の言語や民族によって決定されるドイツやフランスの国民とは異なり、民族 *Völkerschaften* 間の同盟であった。すなわち、先にものべたスイス盟約者団の出発点とされる13世紀末に結成された永久同盟に由来する思想である。「スイス国家はスイス市民全員の盟約者団にはかならない。それは、リュトリの誓いで基礎づけられ、原初三邦において発展した連邦共和国なのである⁽⁴⁵⁾。」

このように、トロクスラーにおいてスイス盟約者団の起源史は、近代スイス連邦国家の創設を求める主張と直接結びつけられた。だが、現実にはそのスイス成立の基盤となったはずの原初三邦をはじめとするスイス中央部カントンは、保守派としてカントン主権に固執し、集権化に反対するという皮肉な状況があった。トロクスラーの連邦論が受け入れられるには、分離同盟戦争と

いう衝突を経なければならなかったのである。

第2章 連邦国家の正当性

(1) 連邦憲法とトロクスラー

カントン・ルツェルンは、2度の急進派義勇軍の襲撃に対して勝利したが、これをきっかけに、カトリックカントンの連合を図り、1845年12月11日に「防衛同盟」(メンバーは、ルツェルン、ツーク、シュヴィーツ、ウンターヴァルデン、フリブール、ヴァリス)を結成した。これは、当初秘密同盟であったが、存在の発覚後に、敵対する自由主義・急進派陣営から「分離同盟」Sonderbundと呼ばれるようになった。この同盟の結成という行為は、「個々のカントンの下に一般的な同盟は一つもあってはならない。あるいは他のカントンの法律に不都合な連合は結ばれてはならない⁽⁴⁶⁾」という「同盟規約」第6条にあきらかに違反していた。

この違反行為を受けて盟約者団会議は、1847年7月20日に分離同盟の解散、8月16日に同盟規約の改正、さらに9月3日にはイエズス会の国外追放をそれぞれ賛成多数で決議した。盟約者団会議と分離同盟カントンは最終的に決裂し、盟約者団会議は11月4日に武力による解決を決議、開戦にいたる。これが「分離同盟戦争」Sonderbundskriegeである。元来小さな勢力であった分離同盟側は、当初期待したオーストリアをはじめとする列強諸国の支援を得られず、ドゥフール Guillaume-Henri Dufour 将軍率いる盟約者団軍にわずか25日という短期間で敗北することになる。

同年11月24日には、分離同盟の中心であったルツェルンが占領されて、指導者ジークヴァルト＝ミュラーはミラノへ亡命し、29日には最後まで残ったカントン・ヴァリスが降伏して、戦争は終結した。戦争の犠牲者は、盟約者団側が、死者60人、負傷者386人、分離同盟側が、死者33人、負傷者124人、合計死者93人、負傷者510人におよんだ⁽⁴⁷⁾。

分離同盟戦争が幕を閉じてまもない1848年1月に、トロクスラーはスイスの新しい「国のかたち」について、『スイス連邦改革の模範としての北アメリカ合衆国の憲法⁽⁴⁸⁾』を出版することで公にした。これは題名の通り、アメリカ合衆国憲法を見本として、彼の長年の主張であったスイスへの連邦制導入を再度提唱する内容であり、1833年に書かれた憲法草案の内容を凝縮したものとなっている。以下、この連邦論の内容について検討する。

彼はまず序文の冒頭で、分離同盟戦争という内戦にまで発展するほどスイスの分裂をもたらした原因として、1815年の「同盟規約」の不完全性を挙げている。具体的に、スイスでは不可侵の人権、法の下での自由と平等が実現されておらず、国家連合状態にとどまっている。彼はこの国家連合の状態を克服して、スイスを一つの国家にまとめて強化することで、列強諸国の干渉を排除することができるかと主張する。

では、そこで求められる国家とは、中央集権的な統一国家であるかといえばそうではない。スイスは1798年にヘルヴェティア共和国という中央集権国家を経験したが、短期間で崩壊した。統一国家の導入は、スイスに混乱をもたらすだけで、現実的ではない。この半世紀、スイスの指

導者は、統一国家と国家連合という二つの極のまわりをふらつきまわっていた。この二つの中間に位置する、高度な統一のシステムが連邦国家なのである。

連邦国家とは、「もっとも完全な連邦共和国の形態」であり、その思想はスイス盟約者団の設立の基礎となっているとして、連邦がスイスの歴史的伝統に即した政治形態であるとする。アメリカ合衆国憲法は、この連邦の思想を長い時をかけて洗練させたものであり、そこには創設当初のスイス盟約者団文書の内実が具体化されているとするのである⁽⁴⁹⁾。

スイスにとって長年の懸案であった宗教問題については、信仰（カトリックとプロテスタント）の同権を主張する。その上で、スイスの政治的再編成のみならず、国家による保護の下で、教会と宗教をも再編成する必要があるとしている。

以上のように、トロクスラーはこの文書を通じて、アメリカの連邦制を模範とする連邦国家の建設を提起した。次に、トロクスラーの連邦案が連邦憲法の制定に与えた影響について簡単にみておこう⁽⁵⁰⁾。1848年2月17日に盟約者団会議は、前年の夏に設置されていた「同盟規約」の「修正委員会」を再開し、同年4月8日まで新憲法の草稿を協議した。23人から構成されるこの委員会のメンバーは、盟約者団会議議長でありカントン・ベルンのオクセンバイン、チューリヒのフラー Jonas Furrer、ザンクトガレンのネフ Wilhelm Matthias Naeff、トゥールガウのケルン Johann Konrad Kern、それにヴォーのドリュエー Henri Druey などといった、理論の専門家ではなく、それぞれのカントンを代表して出席した政治家が中心であり、実務者による協議の性格が強かった⁽⁵¹⁾。

同年3月3日には、立法部のあり方についての協議が開始されるが、議会の選出方法をめぐって意見が対立した。具体的には、人口に比例した議員選出と従来のカントン代表としての議員選出の位置づけが問題となっていたのである。

その後3月22日にカントン・シュヴィーツの代表ディートヘルム Melchoior Diethelm は、前述のトロクスラーの文書に共鳴し、二院制を問題解決の「賢者の石」den Stein der Weisen であるとして、委員会の場でその導入を提案した⁽⁵²⁾。この提案は、委員会の有力メンバーであったゾーロトゥルンの代表ムンツィンガー Joseph Munzinger らの支持を受けて、同日と翌23日の協議の結果、二院制の採用が賛成多数で決議された⁽⁵³⁾。このようにトロクスラーの1848年連邦憲法への影響は、この二院制採用の側面に現れている。

先述したように、実務者による協議の性格が強かったこの委員会によってつくられた連邦憲法は、体系的ではなくむしろ实际的であり、強い妥協性をもっていた。8週間で作成されたその草稿は、フランスの共和主義とスイスの伝統の双方に影響されたものとなり、いわば「スイス的な断絶性と連続性の混合」を刻印した内容となった⁽⁵⁴⁾。1848年4月8日にまとめられた草稿についての報告では、連邦制の導入を明確に示している。「連邦制は、今やスイスに存在する二つの要素、つまり国民のまたは共通の要素を、そしてカントンのまたは個別の要素を含んでいる。〔中略〕盟約者団がなくなれば、盟約者団の中にあるカントンは崩壊するので、連邦制は構成員を全体に、カントンを国民に従属させる。連邦制は、現在のスイスが必要とするものであり、委員会が連邦憲法の草稿のなかに得ようと努力したものである。〔中略〕連邦制は作業すべてに通

じる基本思想であり、条項すべてに通じる鍵である⁽⁵⁵⁾。』

この憲法の賛否は、1848年7月から8月にかけて、諸カントンの議会で審議された。ルツェルンとフリブールを除く分離同盟に属していたカントンは、この憲法に反対した。8月から9月にかけては、個々のカントンで、住民投票がおこなわれた。その結果、スイス全体で約17万人が憲法を承認し、約7万2千人が拒否に投票した。

最終的にこの憲法は、同年9月12日の盟約者団会議で、憲法を承認した15のカントンと1つの半カントンの総人口を一括して承認票として扱い、集計操作した数（約180万人）を公表するカタチで承認された。ここに、二院制を軸とする連邦国家が成立することになった。

(2) 歴史と連邦制

次に、同時期に構想された連邦制について検討したうえで、トロクスラーの連邦論の特質について考察する。アメリカ型連邦制の提唱者はトロクスラーに限られていたわけではなかった。カントン・ジュネーヴの政治家ファジイ James Fazy は、1830年代初頭より、アメリカとスイスの歴史的経験の共通性を指摘し、アメリカを模範としたスイスの連邦国家への改革を主張していた。1848年の盟約者団会議の際にも、ファジイの主張にもとづいて、ジュネーヴの代表団は、二院制への支持を表明している。しかし、直接委員会の場で取り上げられたのは、トロクスラーの文書にもとづいた提案であり、ファジイの連邦憲法への影響力は、実際のところ不透明である⁽⁵⁶⁾。

一方、1830年代から40年代にかけてカントン・チューリヒの有力政治家であり、国家学者でもあったブルンチュリは、1847年12月に連邦制導入について匿名による提案をおこなっていた。ブルンチュリは、両極への批判、中道路線といった点で、トロクスラーと共通していた⁽⁵⁷⁾。両者とも当時の政治潮流から独立したカタチで、連邦論を形成していたのである。その連邦論の内容は、カントンは国家として存続させた上で、国民代表機関としての議を設置する、というものであった⁽⁵⁸⁾。彼自身によれば、この連邦制構想の提案についてはそれなりの賛同を得られたが、憲法制定の論議に反映されることはなかったようである⁽⁵⁹⁾。

この連邦案は、カントンの主権の維持を前提としているけれども、国民代表機関としての大評議会の導入を提案している点で、従来の国家連合状態からの脱却を念頭に置いていることが理解できる。しかし、1832年と翌33年に盟約者団会議が出した憲法案のように、カントンとスイス国民の両方に主権を認める折衷的な案であることは否めなかった。結局彼自身がいうように、「私が創り出そうと試みた、仲介的な党派〔筆者注：自由保守党のこと〕にはもはや存在の余地はなかった⁽⁶⁰⁾」のである。

ブルンチュリは、スイスの漸進的な自由主義的改革の必要性を認識しつつも、それはあくまで上からの改革でなければならなかった⁽⁶¹⁾。彼は、盟約者団会議と大評議会により構成される二院制を基盤とした連邦制の必要性を認めるまでにいたっているが、それは結局のところ、政治対立の妥協案として提示されたものであった。一度折衷型の憲法案である「連邦文書」が拒否された経験を持つスイスでは、その案は受け入れられるものとならなかったのである。

しかし、連邦制の実際のありかたについてのブルンチュリとトロクスラーの間の距離は、それほど離れていなかったと考えられる。ドイツ移住後のブルンチュリは、1798年のヘルヴェティア共和国憲法を評して、それがアメリカ・モデルに倣って、連邦国家を構成する要素としてカントンの存在を認めていたならば、以後スイスが国家形成をめぐることで動揺することはなかったと指摘している⁽⁶²⁾。ブルンチュリはスイスへのアメリカ型連邦制採用の有効性については、トロクスラーと同様の認識をもっていたのである。

では反対に、両者を分かつものは何であったのか。それは、ロマン主義的傾向の有無である。ブルンチュリは、サヴィニー Friedrich Karl von Savigny から歴史法学派の薫陶を受けつつも、その歴史から現実を導出させる方法からは距離を取っていた⁽⁶³⁾。それゆえ、共通のスイスという国家を想定しつつも、スイス型連邦制を歴史的起源にさかのぼり根拠づけようとする意志が稀薄であり、あくまでも現実政治への妥協のモデルとして連邦国家を構想していたのである。

その点で対照的であったのがトロクスラーである。先にのべたように、彼はスイスの歴史的特徴を前面に出して、連邦国家の正当性を強調している⁽⁶⁴⁾。しかし、歴史的事実からいえば彼の理解は不正確である。前章でもふれたように、スイスの源流とされる1291年に結ばれた永久同盟とは、あくまでウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンという原初三邦を支配していたハプスブルク家に抵抗するために結成された軍事同盟であり、近代的な連邦国家とは、当然のことながら、その性質が異なっていたことに注意しなければならない。この点に関して、トロクスラーは中世スイスという過去を美化し、現在に重ね合わせるというロマン主義的見解を表明しているといえよう。このロマン主義的傾向をもつ連邦論が、分離同盟戦争に勝利した自由・急進派にも、敗北した保守派にも、新しいスイスの「国のかたち」を検討する上で、受け入れやすくなったのではないだろうか。すなわちトロクスラーは、分裂したスイスの政治状況を打開するために、政治的妥協を正当化する理念として、スイス特有の歴史に立脚した連邦論を展開したといえるのである。

つまり、トロクスラーとブルンチュリのうちどちらの連邦論が採用されたにせよ、連邦制自体が本来的に有している妥協性ゆえに、二院制に基礎を置く連邦国家スイスの制度上の姿は、本質的に変わらないものになったであろう。問題はその連邦国家の正当性を問われた際の説得力の差であった。

これに関連して、ツィンマー Oliver Zimmer は、1830年代から40年代にかけての急進主義者や自由主義者には、スイスの集権化を正当化するレトリックとして、ヴィルヘルム・テルに代表される中世スイスの解放の「神話」を利用する傾向があったと指摘している⁽⁶⁵⁾。トロクスラーも連邦制の積極的意義を主張するために、まさに「中世スイス」を利用した一人であったといえる。

おわりに

本稿では、トロクスラーの新生期における連邦論の内容について、同時代との政治情勢と関連づけて考察した。その結果、以下のように結論づけられる。

第1にトロクスラーは、1830年代初頭に盛りあがったスイスの連邦への再編論議を、妥協的なものとして批判的にとらえた。この点からは、体制をより根本的に変革する意志を読み解くことができ、急進派として位置づけることが誤りであるとはいえない。しかし、彼は決して革命による中央集権国家の創出を目指したのではなかった。彼自身は急進派と保守派の衝突のはざま、両者を調停する連邦制の導入を一貫して提言したのである。

第2に、トロクスラーの連邦論の内容は、ブルンチュリのような他の連邦論と比べて、歴史に正当性を求める傾向がきわめて強いものであった。すなわち、単なる眼前の政治対立を解決する妥協の手段としてではなく、歴史を根拠として連邦制がスイスに最も適合的な体制であることを強調したのである。連邦制の主張にあたり、模範とされたのはアメリカ合衆国であったが、あくまで連邦制の起源はスイスにあるとされた。

最後に残された課題についてふれておく。先にのべたように1848年憲法へのトロクスラーの直接的貢献は、憲法制定論議における二院制導入の側面にあった。そのため、トロクスラーの構想した理念とその現実への影響力という点については、限定的に考えなければならないだろう。この点については、憲法制定過程のより詳細な検討によって、連邦憲法の成立背景を解明する作業が不可欠になってくる。また、スイスは1848年以降中央集権の傾向をより強化していくことになる。この近代連邦国家成立以降の流れの中で、トロクスラーの思想を位置づけることも必要であろう。それらについては機会を改めて論じたい。

注

- (1) 「日本西洋史学会第54回大会ミニシンポジウム抄録 (2) 近現代ヨーロッパにおける連邦制の世界史的的位置」『ヨーロッパ文化史研究』第6号、2005年、129-183ページ。また、皆川卓は、ドイツにおける連邦制的伝統の起源を探る目的から、近世の等族同盟に注目した。皆川卓『等族制国家から国家連合へー近世ドイツ国家の設計図「シュヴァーベン同盟」ー』創文社、2005年、3-20ページ。
- (2) この点についての日本における研究動向は、岡本三彦「日本におけるスイス政治の受容」森田安一編『スイスと日本ー日本におけるスイス受容の諸相ー』刀水書房、2004年、90-96ページを参照。
- (3) 黒澤隆文は経済空間と国民国家形成の関係を論じる際に、19世紀スイスにおける国民国家形成の特質について、概略的にはあるが展望している。黒澤隆文『近代スイス経済の形成ー地域主権と高ライン地域の産業革命ー』京都大学学術出版会、2002年、473-503ページ。
- (4) Emil Spiess, *Ignaz Paul Vital Troxler: der Philosoph und Vorkämpfer des Schweizerischen Bundesstaates dargestellt nach seinen Schriften und den Zeugnissen der Zeitgenossen*, Bern/München, 1967.
- (5) Ignaz Paul Vital Troxler, *Politischen Schriften in Auswahl* (以下、PSAと略記), eingeleitet und kommentiert von Adolf Rohr, Bd. 2, Bern/Stuttgart, 1989.
- (6) 西浦公「19世紀前半スイスにおける憲法理論の展開ーI・P・V・トロクスラーの理論を中心にー」『法学雑誌』(大阪市立大学)第27巻第1号、1980年9月、52-74ページ。

- (7) Tobias Kästli, *Die Schweiz — eine Republik in Europa: Geschichte des Nationalstaats seit 1798*, Zürich, 1998, S. 293 f.
- (8) Thomas Maissen, 'The 1848 Conflicts and their Significance in Swiss Historiography', Michael Bulter, Malcolm Pender, and Joy Charnley (eds.), *The Making of Modern Switzerland, 1848–1998*, London, 2000, pp. 6–7.
- (9) Simon Netzle, „Die USA als Vorbild für einen schweizerischen Bundesstaat“, in: Ernst Andreas, Albert Tarner und Matthias Weishaupt (Hgs.), *Revolution und Innovation: Die konfliktreiche Entstehung des schweizerischen Bundesstaates von 1848*, Zürich, 1998, S. 49–60.
- (10) 本節については、主として以下を参照した。Adolf Rohr, „Einleitung zu Troxlers Politischem Schrifttum“, in: *PSA*, Bd. 1, S. 15–87; Kästli, a.a.O., S. 294 f.
- (11) Ignaz Paul Vital Troxler, „Die Idee des Staates und das Wesen der Volksvertretung“, in: *PSA*, Bd. 2, S. 463–500.
- (12) Kästli, a.a.O., S. 241–245.
- (13) Werner Ort, *Der modernen Schweiz entgegen: Heinrich Zschokke prägt den Aargau*, Baden, 2003, S. 245–250.
- (14) Ignaz Paul Vital Troxler, „Die Eidgenossenschaft muss Bundesstaat seyn“, in: *PSA*, Bd. 2, S. 192–197.
- (15) Ebd., S. 193.
- (16) Ebd., S. 194 f.
- (17) 「連邦文書」の条文は以下を参照。Alfred Kölz (Hg.), *Quellenbuch zur neueren Schweizerische Verfassungsgeschichte: vom Ende der Alten Eidgenossenschaft bis 1848*, Bern, 1992, Dok. 35, S. 348–368.
- (18) „Bericht von Pellegrino Rossi über den Entwurf einer Bundesurkunde“, in: Edgar Bonjour, *Die Gründung des Schweizerischen Bundesstaates*, Bern, 1948, Dok. 1, S. 191 f.
- (19) Ignaz Paul Vital Troxler, „Die eine und wahre Eidgenossenschaft im Gegensatz zur Centralherrschaft und Kantonsthümelei so wie zum neuen Zwitterbunde beider; nebst einem Verfassungsentwurf von Professor Dr. Troxler“ in: *PSA*, Bd. 2, S. 203–240.
- (20) Ebd., S. 203 f.
- (21) Ebd., S. 205.
- (22) Ebd., S. 205 f.
- (23) Ebd., S. 208 f.
- (24) Ebd., S. 210.
- (25) Ebd., S. 222 f.
- (26) Ebd., S. 223.
- (27) Ebd., S. 224.
- (28) Ebd., S. 230.
- (29) Ebd., S. 237.
- (30) Bonjour, a.a.O., S. 15–35.
- (31) Kästli, a.a.O., S. 300.
- (32) シュトラウス事件については、Goadon A. Craig, *The Triumph of Liberalism: Zürich in the Golden Age, 1830–1869*, New York, 1989, pp. 53–59; 渡辺孝次「工業化、経済危機と社会運動—チューリヒにおける初期社会主義運動成立の社会背景—」森田安一編『スイスの歴史と文化』刀水書房, 1999年, 246–255 ページを参照。
- (33) Rohr, a.a.O., S. 220.
- (34) Ebd., S. 228.
- (35) Ignaz Paul Vital Troxler, „Bemerkungen über den Entwurf des Grundgesetzes für den eidgenössischen Stand Luzern von dem Ausschuss des Verfassungsraths im Jahr 1841“, in: *PSA*, Bd. 2, S. 477–495; Rohr, a.a.O.,

- S. 241–248.
- (36) ジークヴァルト＝ミュラーの思想的変遷に関しては、以下を参照。Alfred Stoecklin, „Constantin Siegwart –Müller : ein Übergang vom Liberalen zum ultramontanen Katholizismus“, in : *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, 39, 1989, S. 1–34.
- (37) Ignaz Paul Vital Troxler, „Reflexionen über die Staaten und den Bund der Eidgenossen“, in : *PSA*, Bd.1, S. 371–399.
- (38) Ebd., S. 373.
- (39) Joachim Remak, *A Very Civil War : The Swiss Sonderbund War of 1847*, Boulder, 1993, p. 21 f.
- (40) Erwin Bucher, *Die Geschichte des Sonderbundkrieges*, Zürich, 1966, S. 14–17 ; Remak, *op. cit.*, pp. 24–31, 33–45. オクセンバインは、1847年にスイス盟約者国会議議長に就任、憲法制定を審議する「改正委員会」のメンバーとなった。
- (41) Rohr, a.a.O., S. 260.
- (42) Ebd., S. 265.
- (43) Ebd., S. 265.
- (44) Ebd., S. 266 f.
- (45) Ignaz Paul Vital Troxler, „Einleitung zu : Die sieben Bundesverfassungen der schweizerischen Eidgenossenschaft von 1798 bis 1815“, in : *PSA*, Bd.2, S. 425.
- (46) Kölz (Hg.), *Quellenbuch*, Dok. 18, S. 197.
- (47) Remak, *op. cit.*, p. 157.
- (48) Ignaz Paul Vital Troxler, „Die Verfassung der Vereinigten Staaten Nordamerilka’s als Musterbild der Schweizerischen Bundesreform“, in : *PSA*, Bd. 2, S. 529–553.
- (49) Ebd., 539.
- (50) 憲法制定論議の経過に関しては、おもに以下を参照した。Erwin Bucher, „Die Bundesverfassung von 1848“, in : *Handbuch der Schweizer Geschichte*, Zürich, 1980, S. 989–991, 1008–1010 ; Bonjour, a.a.O., S. 153–188 ; 石橋一紀「スイス半直接民主制の生成過程における〈法〉と〈政治〉—新生期（1830～1848）の動向を素材として—」『法政理論』第31巻第4号、1999年3月、348–352ページ。また、トロクスラーの連邦論の憲法制定論議への影響については、以下を参照。Spiess, a.a.O., S. 894–898 ; Rohr, a.a.O., S. 289–294.
- (51) Bucher, „Bundesverfassung“, S. 998.
- (52) Spiess, a.a.O., S. 896.
- (53) Ebd., S. 897.
- (54) Carlo Moos, „《Im Hochland fiel der erste Schuss》 : Bemerkungen zu Sonderbund und Sonderbundskrieg“, in : Thomas Hildbrand, Albert Tanner (Hgs.), *Im Zeichen der Revolution : Der Weg zum schweizerischen Bundesstaat 1798–1848*, Zürich, 1997, S. 172 f.
- (55) „Über die Grundsätze der neuen Bundesverfassung“, in : Erich Gruner (Hgs.), *Quellenhefte zur Schweizergeschichte*, Heft 7, Aarau, 1955, Dok. 42, S. 44 f.
- (56) Netzle, a.a.O., S. 56, 59.
- (57) プルンチュリの政治実践については、以下を参照。Alfred Stolze, „J. C. Bluntschli Vermittlungspolitik in der Schweiz : 1839–1847“, in : *Zeitschrift für Schweizer Geschichte*, 7, 1927, S. 239–313, 351–432.
- (58) J. C. Bluntschli, *Denkwürdiges aus meinem Leben* (以下, DL と略記), Bd. I, Nördlingen, 1884, S. 443.
- (59) Ebd., S. 444.
- (60) J. C. Bluntschli, *DL*, Bd. II, Nördlingen, 1884, S. 3.
- (61) ドイツ移住後も彼の政治姿勢は変わらなかった。Ebd., S. 5 f, 62 f.
- (62) J. C. Bluntschli, *Lehre vom Modernenstaat*, Bd. 3., Stuttgart, 1876, S. 376.
- (63) 石橋一紀「19世紀ドイツ国家学における〈法〉と〈政治〉—J. K. プルンチュリ国家科学をてがかりと

- してー」『現代社会文化研究』第6号，1996年11月，166ページ。
- (64) 現在は，永久同盟をスイス固有の国家形成の問題とは切り離して論じるのが共通了解となっているとされる。詳しくは以下を参照。斎藤泰「原スイス永久同盟の国制的意義」佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的権力の構造と展開』創文社，1994年，310ページ。
- (65) Oliver Zimmer, *A Contested Nation: History, Memory and Nationalism in Switzerland, 1761–1891*, Cambridge, 2003, p. 10 f.

(大阪大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)